

平成30年度 第1回 職長教育講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当支部運営に一方ならぬご支援を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第60条におきまして事業主は、新たに職務につくことになった職長（第一線監督者）及びその他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対して、一定の安全衛生関連事項の教育を実施しなければならないと定められております。

つきましては、同法に基づく「職長教育」を下記により開催いたしますので、この機会に貴社該当者は受講されますようご案内申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成30年6月21日（木）、22日（金）【2日間コース】
 1日目 9：30～18：20
 2日目 9：20～16：20
2. 会 場 鎌倉芸術館 3階「会議室1」
 鎌倉市大船6-1-2 TEL 0467-48-5500(代)
3. 対 象 者 職長及び労働者を直接指導又は監督する者
4. 定 員 30名 先着順受付
5. 申込締切 平成30年6月8日(金)
6. 申 込 先 (公社)神奈川労働安全衛生協会横浜西支部宛て、郵送又はFAXでお申込み下さい。
7. 受 講 料 1名 11,500円(税込) (テキスト、資料代含)
 [※非会員は1名 13,500円(税込)]
 【振込先】三井住友銀行戸塚支店（普通預金口座No.3240617）
 (社)神奈川労働安全衛生協会 横浜西支部長宛
 *開催前日までにお振込願います。
 *振込控をもって領収証に代えさせていただきます。
 *振込手数料は貴社負担でお願い致します。
 *受講料には昼食代は含んでおりません。
8. 教育内容 法令に定める主な教育事項〔法第60条・安衛則第40条〕
 ①職長の役割 ⑥リスクアセスメントの実施とその結果に
 ②指導・教育の進め方 基づく低減措置
 ③監督・指示の方法 ⑦設備改善
 ④作業手順の定め方 ⑧環境改善の方法と環境条件の保持
 ⑤適正配置 ⑨異常時における措置
9. 講 師 労働安全衛生コンサルタント、横浜西支部職長教育トレーナー
10. 修 了 証 受講者には修了証を交付します。但し、2日間受講された方のみ。
11. そ の 他 ①申込み事業場には、受講票をFAXで送りますので、必ず確認して下さい。
 ②締切日以降の申し込みについては、事務局に確認後お申込ください。



(公社) 神奈川労働安全衛生協会横浜西支部事務局 宛

〒244-0817 戸塚区吉田町631元町清水ビル203号

(TEL 045-864-5354 FAX 045-864-5022)

※切 6/8(金)

平成30年度 第1回 職長教育受講申込書

(平成30年6月21日、22日)

事業場名		申込責任者	
		TEL	FAX
受講者	担当職名	氏名 (ふりがな)	
支払金額		【会員】受講料 11,500円(税込) × 名 = 円	
		【非会員】受講料 13,500円(税込) × 名 = 円	

- * 1. お申込後、当日欠席された場合は準備をした都合上、受講料を頂きますのでご承知おき下さい。
(テキストはお渡し致しますが、修了証は交付致しません。)
- * 2. 申込書にご記入いただいた個人情報につきましては当協会が責任を持って管理し、他に使用いたしません。
- * 3. FAX送信時は表紙を付けずにそのまま送信願います。

会場案内図 《JR大船駅東口から徒歩約10分》

